

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が 発令されています

緊急事態措置を踏まえ、対象地域における特定健康診査等について、緊急事態宣言期間(令和2年4月7日～5月6日)は実施しないこととなりました。緊急事態宣言期間が延長された場合、特定健康診査等の実施も延期されます。ご不便をおかけしますがご協力よろしく申し上げます。

宣言期間終了後、 特定健康診査・羽曳野市民健診・人間ドックを受診される方へのお願い

羽曳野市国民健康保険における特定健康診査等は令和3年3月31日まで受診いただけます。(75歳をこえて後期高齢者医療保険に移られる方も同じです)。
宣言期間終了後もご自身と周囲の環境に心くばりいただき、最適な時期にご受診ください。

特定健康診査・羽曳野市民健診を受診する前に 必ず 医療機関に電話でご確認ください

- 特定健康診査等の受診にあたっては、予約が必要であったり、通常の診療を受ける患者さんと健診を受診する方の時間帯(期間)を分けている医療機関もあります。
- 自宅での体温、風邪症状の有無等気になることがあれば、電話連絡の際にお伝えください。

特定健康診査等を受診するとき

- 受診前にご自宅で体温を測定していただき、発熱(特に37.5℃以上)している場合は健診を延期してください。
 - 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット(*)の徹底をお願いします。
- ※咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って口や鼻を押さえること。

人間ドックのご案内

<問合せ> 保険年金課 総務保健事業担当 ☎ 072-958-1111 内線 1761

生活習慣病の予防・早期発見・治療のため、

国民健康保険被保険者の満30歳以上の方に、年度内1回人間ドックの費用助成を行っています。

【対象者】 次の①～③の条件をすべて満たしている方

- ①羽曳野市国民健康保険被保険者証の交付を受けて6カ月以上経過しており、受診当日も資格を有する方。
- ②受診時、満30歳以上75歳未満で内臓疾患の治療を受けていない方。
注)内臓疾患で定期的に通院している方は、主治医にご相談ください。
- ③国民健康保険料の滞納がない方。

【受診種目】

- 基本検査 人間ドック
(身体測定・診察・肺活量・尿検査・便検査・血液検査・心電図
・腹部超音波検査・レントゲン検査・聴力検査・眼科検査など)
- オプション検査 ※オプション検査のみの実施はできません。
・脳ドック(MRI、MRA) ・レディースドック(乳がん、子宮がん)

- 【申請方法】 保険年金課(市役所1階③番窓口)へ申し込み。
申込時、市から実施医療機関に連絡し、日程の調整を行います。
※支所での受付は行っていません。
※外出自粛期間の申し込みは保険年金課へお問い合わせください。
＜申込時に必要なもの＞
・被保険者証 ・特定健診受診券(40歳以上の方)

◆◆ 対象となる40歳以上の方へ ◆◆

- ・同一年度内に受診できるのは、特定健診か人間ドックのどちらか一方です。
- ・人間ドックは特定健診の検査項目を含むため、すでに特定健診を受診された方は人間ドックを受けられません。

<実施医療機関一覧>

- 【羽曳野市】 城山病院、藤本病院、天仁病院
- 【富田林市】 PL病院、富田林病院
- 【松原市】 松原徳洲会病院、阪南中央病院、オノクリニック 【柏原市】 市立柏原病院
- 【堺市】 ベルククリニック、鳳総合健診センター
- 【吹田市】 みどり健康管理センター
- 【大阪市】 多根クリニック、聖授会 総合健診センター、聖授会 OCAT 予防医療センター、大野クリニック、大阪市立大学医学部附属病院 MedCity21
- 【八尾市】 医真会 八尾総合病院